

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年1月10日
【事業年度】	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日
【会社名】	ナティクス (Natixis)
【代表者の役職氏名】	コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門アジア太平洋チーフ・エグゼクティブ アラン・ガロワ (Alain Gallois, Chief Executive, Corporate and Investment Banking Asia Pacific)
【本店の所在の場所】	フランス、75013 パリ市ピエール・マンデスーフランス通り30番地 (30, avenue Pierre Mendès France, 75013 Paris, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 黒田 康之
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 井上 貴美子 弁護士 鷺見 彩奈 弁護士 佐藤 絵美香
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-5873 03-6894-2173 03-6894-2165
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1 【提出理由】

平成28年5月27日に提出いたしました平成27年12月31日に終了した事業年度に係る有価証券報告書（訂正を含む。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 提出会社の状況

5 コーポレート・ガバナンスの状況等

（1）コーポレート・ガバナンスの状況

第6 経理の状況

1 財務書類

（2）個別財務諸表

4 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違

3 【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部 【企業情報】

第5 【提出会社の状況】

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

<訂正前>

（前略）

（2）ナティクシスの報酬方針

（中略）

（b）経営陣の構成員に対する各種報酬及び手当の決定に関し定められた方針及び規則

（中略）

④ AMF勧告に対応する規格表

（中略）

- 表3

2015年1月1日から2015年12月31日までの期間において、ナティクシスの非業務執行役員が受領した役員報酬及びその他の報酬を示す表

(単位：ユーロ) 非業務執行役員	2015事業年度 ⁽¹⁾		2014事業年度 ⁽¹⁾	
	支払われるべき金額	支払われた金額	支払われるべき金額	支払われた金額

（中略）

フランソワ・ペロル

役員報酬

ナティクシスの取締役

ナティクシスの戦略委員会委員

0 0 0 0

BPCE及びその子会社に関して その他の報酬	0	0	0	0
BPCEの執行役	550,000	550,000	550,000	550,000
BPCEの年間変動報酬	827,457 ⁽¹⁰⁾	732,556 ⁽¹¹⁾	851,858 ⁽¹²⁾	720,089 ⁽¹³⁾
BPCEの複数年変動報酬 ⁽³⁾			0	0
BPCEの特別報酬			0	0
BPCEに係る現物給付(社用車、住宅他 ⁽¹²⁾)	5,288	5,288	5,292	5,292

(中略)

- (1) 36.5%の源泉徴収税を控除する前の金額。
(2) 執行役としての職務に係る固定報酬には、2014年における66,000ユーロ及び2015年における66,000ユーロの住宅手当が含まれている。
(3) 2014事業年度における変動報酬のうち、206,511ユーロ(50%)は2015年に支払われ、残りの繰延分(50%)は3年間にわたって68,837ユーロずつ支払われる。2016年における最終割当額は、76,554ユーロ(インデックス・レシオを適用後)となる。
(4) 2014年に2013事業年度分の変動報酬として支払われた金額又は215,999ユーロ。
(5) 2015事業年度における変動報酬のうち、200,596ユーロ(50%)は2016年に支払われ、残りの繰延分(50%)は3年間にわたって66,865ユーロずつ支払われる。
(6) 2015年に2014事業年度分の変動報酬として支払われた金額又は206,511ユーロ、2013事業年度における変動報酬の繰延分又は77,075ユーロ。
(7) 30%の源泉徴収税を控除する前の金額。
(8) 2014事業年度における変動報酬のうち、340,743ユーロ(40%)は2014年に支払われ、残りの繰延分(60%)は3年間にわたって170,372ユーロずつ支払われる。2016年における最終割当額は、189,470ユーロ(インデックス・レシオを適用後)となる。
(9) 2014年に2013事業年度分の変動報酬として支払われた金額又は356,398ユーロ、2012事業年度における変動報酬の繰延分又は102,950ユーロ、2011事業年度における変動報酬の繰延分又は84,861ユーロ、及び2010事業年度における変動報酬の繰延分又は175,880ユーロ。
(10) 2015事業年度における変動報酬のうち、330,983ユーロ(40%)は2016年に支払われ、残りの繰延分(60%)は3年間にわたり165,491ユーロずつ支払われる。
(11) 2015年に2014事業年度分の変動報酬として支払われた金額又は340,743ユーロ、2013事業年度における変動報酬の繰延分又は190,762ユーロ、2012事業年度における変動報酬の繰延分又は110,207ユーロ及び2011事業年度における変動報酬の繰延分又は90,844ユーロ。
(12) 2010年度より放棄されている住宅手当。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2) ナティクシスの報酬方針

(中略)

(b) 経営陣の構成員に対する各種報酬及び手当の決定に関し定められた方針及び規則

(中略)

④ AMF勧告に対応する規格表

(中略)

- 表3

2015年1月1日から2015年12月31日までの期間において、ナティクシスの非業務執行役員が受領した役員報酬及びその他の報酬を示す表

(単位：ユーロ) 非業務執行役員	2015事業年度 ⁽¹⁾		2014事業年度 ⁽¹⁾	
	支払われるべき金額	支払われた金額	支払われるべき金額	支払われた金額

(中略)

フランソワ・ペロル

役員報酬

ナティクスの取締役	0	0	0	0
ナティクスの戦略委員会委員				
BPCE及びその子会社に関して	0	0	0	0
その他の報酬				
BPCEの執行役	550,000	550,000	550,000	550,000
BPCEの年間変動報酬	827,457 ⁽¹⁰⁾	732,556 ⁽¹¹⁾	851,858 ⁽⁸⁾	720,089 ⁽⁹⁾
BPCEの複数年変動報酬			0	0
BPCEの特別報酬			0	0
BPCEに係る現物給付(社用車、住宅他 ⁽¹²⁾)	5,288	5,288	5,292	5,292

(中略)

(1) 36.5%の源泉徴収税を控除する前の金額。

(2) 執行役としての職務に係る固定報酬には、2014年における66,000ユーロ及び2015年における66,000ユーロの住宅手当が含まれている。

(3) 2014事業年度における変動報酬のうち、206,511ユーロ(50%)は2015年に支払われ、残りの繰延分(50%)は3年間にわたって68,837ユーロずつ支払われる。2016年における最終割当額は、76,554ユーロ(インデックス・レシオを適用後)となる。

(4) 2014年に2013事業年度分の変動報酬として支払われた金額すなわち215,999ユーロ。

(5) 2015事業年度における変動報酬のうち、200,596ユーロ(50%)は2016年に支払われ、残りの繰延分(50%)は3年間にわたって66,865ユーロずつ支払われる。

(6) 2015年に2014事業年度分の変動報酬として支払われた金額すなわち206,511ユーロ、2013事業年度における変動報酬の繰延分すなわち77,075ユーロ。

(7) 30%の源泉徴収税を控除する前の金額。

(8) 2014事業年度における変動報酬のうち、340,743ユーロ(40%)は2014年に支払われ、残りの繰延分(60%)は3年間にわたって170,372ユーロずつ支払われる。2016年における最終割当額は、189,470ユーロ(インデックス・レシオを適用後)となる。

(9) 2014年に支払われた金額は2013事業年度分の変動報酬につき356,398ユーロ、2012事業年度における変動報酬の繰延分につき102,950ユーロ、2011事業年度における変動報酬の繰延分につき84,861ユーロ及び2010事業年度における変動報酬の繰延分につき175,880ユーロ。

(10) 2015事業年度における変動報酬のうち、330,983ユーロ(40%)は2016年に支払われ、残りの繰延分(60%)は3年間にわたり165,491ユーロずつ支払われる。

(11) 2015年に支払われた金額は2014事業年度分の変動報酬につき340,743ユーロ、2013事業年度における変動報酬の繰延分につき190,762ユーロ、2012事業年度における変動報酬の繰延分につき110,207ユーロ及び2011事業年度における変動報酬の繰延分につき90,844ユーロ。

(12) 2010年度より住宅手当は放棄されている。

(後略)

第6 【経理の状況】

1【財務書類】

(2) 個別財務諸表

<訂正前>

(前略)

親会社財務諸表注記

(中略)

注記 37

満期別資産、負債及び先渡金融商品

371

(中略)

注記 24 変動利付有価証券による収益

(単位：百万ユーロ)	2015年度	2014年度
子会社及び関連会社に対する投資	827	1,055
投資有価証券及びその他の長期投資		
株式及びその他の変動利付有価証券	10	27
合計	837	1,082

(中略)

注記 37 満期別資産、負債及び先渡金融商品

(単位：百万ユーロ)	3ヶ月以下	3ヶ月～1年	1～5年	5年超	日付 の定め なし	合計
銀行貸出金	83,177	19,620	5,653	13,921	40	122,411
顧客との取引	60,827	10,758	22,902	13,461	648	108,596
債券及びその他の固定利付有価証券	8,833	3,958	3,647	3,775	0	20,213
資産（資金の使途）	152,837	34,336	32,202	31,157	688	251,220
銀行預り金	88,248	32,572	25,012	1,797	0	147,629
顧客との取引	76,167	7,227	2,438	2,212		88,044
債務証券	17,487	15,058	3,104	9,281		44,930
負債（資金の源泉）	181,902	54,857	30,554	13,290	0	280,603

(後略)

<訂正後>

(前略)

親会社財務諸表注記

(中略)

注記 37 満期別資産及び負債 371

(中略)

注記 24 変動利付有価証券による収益

(単位：百万ユーロ)	2015年度	2014年度
子会社及び関係会社に対する投資	827	1,055
投資有価証券及びその他の長期投資		
株式及びその他の変動利付有価証券	10	27
合計	837	1,082

(中略)

注記 37 満期別資産及び負債

(単位：百万ユーロ)	3ヶ月以下	3ヶ月～1年	1～5年	5年超	日付 の定め なし	合計
銀行貸出金	83,177	19,620	5,653	13,921	40	122,411
顧客との取引	60,827	10,758	22,902	13,461	648	108,596
債券及びその他の固定利付有価証券	8,833	3,958	3,647	3,775	0	20,213
資産（資金の使途）	152,837	34,336	32,202	31,157	688	251,220
銀行預り金	88,248	32,572	25,012	1,797	0	147,629

顧客との取引	76,167	7,227	2,438	2,212		88,044
債務証券	17,487	15,058	3,104	9,281		44,930
負債（資金の源泉）	181,902	54,857	30,554	13,290	0	280,603

(後略)

4 【フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

<訂正前>

(1) 日本とIFRSとの会計原則の相違

(中略)

1) 連結の範囲

(中略)

2012年12月11日、ヨーロッパ委員会は、IFRS第10号「連結財務諸表」を採用した。これにより、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」のうち連結財務諸表にわたる部分ならびに特別目的事業体に関するSIC第12号は、IFRS第10号により置き換えられた。同基準は、組成された企業（ストラクチャード・エンティティ）であるか否かを問わず、すべての事業体に対して同一の支配モデルを適用することを規定している。事業体に対する支配は、同時に充足されるべき三つの要件（関連する事業活動に対する支配、当該事業体の変動リターンに対するエクスポージャー及び当該事業体の得る変動リターンに影響を及ぼす能力）を用いて分析されることになる。同基準は、2014年1月1日から開始する報告期間において遡及的に強制適用された。

(後略)

<訂正後>

(1) 日本とIFRSとの会計原則の相違

(中略)

1) 連結の範囲

(中略)

2012年12月11日、ヨーロッパ委員会は、IFRS第10号「連結財務諸表」を採用した。これにより、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」のうち連結財務諸表にわたる部分ならびに特別目的事業体に関するSIC第12号は、IFRS第10号により置き換えられた。同基準は、組成された企業（ストラクチャード・エンティティ）であるか否かを問わず、すべての事業体に対して同一の支配モデルを適用することを規定している。事業体に対する支配は、同時に充足されるべき三つの要件（関連する事業活動に対する支配、当該事業体の変動リターンに対するエクスポージャー又は権利及び当該事業体の得る変動リターンに影響を及ぼす能力）を用いて分析されることになる。同基準は、2014年1月1日から開始する報告期間において遡及的に強制適用された。

(後略)